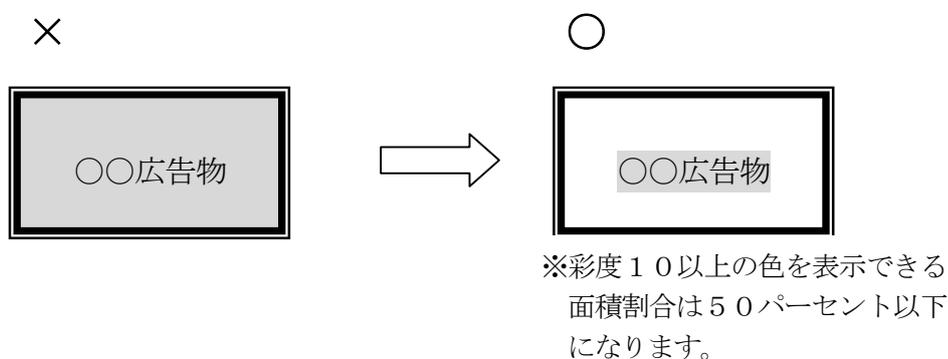


屋外広告物に関する色彩の基準について

表示部の下地の基調となる色彩については、マンセル値により、使用できる色彩の範囲（全ての色相で彩度10以下であること）を定めていますが、彩度10を超える色（基準値外の色）を使用するときには、以下の場合に限り使用できることとします。

(1) 下地の色彩基準について

基準値外の色を使用できる部分は、表示面積の50パーセント以下であることとします。



※「下地」とは、表示面のうち、文字又は記号を除く部分とします。

（地色、文字等の背景色、企業等のロゴマーク、写真、イラストの部分等が下地に該当します。）

※文字等の背景色となっている場合は、文字の面積も含めた面積で算出します。

※基準値外の色を使用される場合は、面積計算表を添付してください。